

平成 21 年 12 月 8 日

各 位

山 崎 建 設 株 式 会 社
代表取締役 中洞 好博

当社元従業員に対する証券取引等監視委員会による勧告について

本日、証券取引等監視委員会は、昨年 10 月 30 日に当社が会社更生法の適用を申請した際、当社元従業員が内部者取引に関与したとして、内閣総理大臣及び金融庁長官に対し、金融庁設置法第 20 条第 1 項の規定に基づき、この当社元従業員に対し課徴金納付命令を発出するよう勧告をいたしました。

当社といたしましては、本日の当局の勧告を厳粛に受けとめ、今後、このような事態を招くことのないよう、コンプライアンスの強化と社内風土の改善に取り組んでいく所存であります。

以上